

議会運営委員会会議録

招 集

平成31年3月25日(月) 本会議終了後 議会委員会室

出席委員(8人)

(委員長) 田 村 謙 介 (副委員長) 前 原 茂
伊 藤 ひろえ 尾 沢 三 夫 岡 田 啓 介 岡 村 英 治
国 頭 靖 西 川 章 三

欠席委員(0人)

議長及び副議長

渡辺議長 岩崎副議長

説明のため出席した者

【総務部】辻部長

[財政課] 下関課長 長谷川総括主計員 小梅川主任

出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 足立係長

傍聴者

安達議員 稲田議員 今城議員 奥岩議員 門協議員
戸田議員 又野議員 矢田貝議員

協議事件

- 1 平成31年度議会閉会中の委員会開催日程について
- 2 6月定例会の日程について
- 3 議会報告会の報告内容について
- 4 その他

~~~~~

### 午前11時34分 開会

○田村委員長 ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

それでは協議事件1番の平成31年度議会閉会中の委員会開催日程について、そして協議事件2番、6月定例会の日程については、前回資料を配付しております。

各委員の皆さん持ち帰っていただいて確認ということでしたが、意見等ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

○田村委員長 よろしいですね。それでは、日程等については、委員の皆さんの御確認をいただいたということで、よろしく願いいたします。

それでは以上で執行部の皆さん御退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

〔執行部退席〕

○田村委員長 それでは議会運営委員会を続行いたします。協議事件3番。議会報告会の報告内容について、事務局より説明をいただきます。

○長谷川事務局次長 そうしますと、けさほど本会議の前に議員の皆様へ報告会の内容ということで、色刷りの資料をお配りさせていただいたところでございます。

これは、米子市議会の議会報告会の開催要綱の第5条に、報告内容については、広報広聴委員会で選定し、議会運営委員会で承認を受けて決定することという規定がございますので、お諮りしたところでございます。

4月に予定をしております議会報告会のほうで、今お手元にお配りしました資料について御説明したいと思いますが、よろしいでしょうか。

**○田村委員長** 議会事務局よりございました。皆さんこのカラー刷りのもの、お配りしてあると思います。これを使用して報告会を実施したいという旨のお話でございましたが、委員の皆様方の御意見等ございませんでしょうか。

〔「特になし」との声あり〕

**○田村委員長** はい。伊藤委員何かありますか。

よろしいですか。

〔「はい」と伊藤委員〕

**○田村委員長** はい、ではこの資料を用いて実施するということで確認をいただきました。ありがとうございます。

続きまして、協議事件4番。その他でございます。この議会運営委員会の今後の検討事項についてでございますが、お手許の資料のとおり、議会基本条例の検証についてということ、そして6月改選ございます常任委員会の所管についてということ、そして手話言語条例に対する議会の対応について、そして通年議会について、これらの検討事項については、閉会中の4月、5月に議会運営委員会を開催し、審議したいと思いますが、これについて意見等ございませんでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

**○田村委員長** よろしいですね。はい、それではこの4月、5月閉会中の議会運営委員会の日程については、また後ほど議会事務局と調整をして委員の皆様にお知らせしたいと思います。

それ以外、その他、委員の皆様からございませんでしょうか。

はい、国頭委員。

**○国頭委員** 今後の検討事項についての、議会基本条例の検証と通年議会とか手話言語条例に対する議会の対応については、先般議長のほうから代表者会でも発言された項目だと思っておりますけれども、このほかに何かできるものがあれば加えていってもいいんじゃないかなと思っております。その都度、話があれば議題として出す、まあ言わせていただきたいなと思っておりますので。

先般代表者会で話したんですけれども、基本条例の検証もあるんですけども、倫理条例についてなんです。前議会で、議運で三嶋委員長との話で、私も確認してないんですけども、倫理条例の再検討、議会が変わってから再検討というのが確かあったと思いますので、そういったものがあればすべきじゃないかなあと思っていますので、ちょっと事務局とも確認したいと思いますが、よろしく願いいたします。

**○田村委員長** 議会事務局、何かございますか。

はい、事務局長。

**○先灘事務局長** 倫理条例について検討するかどうか確認しないといけないんですが、検証報告の中では、そこまでは言及してないとは思いますが。基本条例の中にもありますので、倫理条例の条項がありますので、そこまではしてないんですが、必要であれば議会運

営委員会なのかあるいは各派会長・幹事長会議なのか、申し出をしていただきまして、議論というのは可能かとは思いますが。以上です。

**○田村委員長** よろしいですか。

**○国頭委員** はい、了解です。

**○田村委員長** この、その他事項につきましては、議会運営委員会を開催するたびに各項目の一番最後に委員の皆様の見意見を求めております。その際に御提案いただければその都度議案として協議していくということになっておりますので、そのように御理解いただきたいと思います。

その他、委員の皆様、ございませんでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

**○田村委員長** 議長何かございますか。

**○渡辺議長** 今日、さっき伊藤さんからお話があって、この議会通して見てて感じたこととして、趣旨採択で非常に混乱した委員会があって、趣旨採択の意味ですよ、取りかたね。それが意見書の提出を求めるという（聞き取れず）であったんですけども、それに対して趣旨採択だったら出せばいいじゃないかという、いろんな議論をされていたんですけど、多少混乱があるのかなというふうに思って、僕たちの期の議員になるとその変遷というのも何となく理解はしているんですけど。

例えば、議会報に今回は趣旨採択になりましたと出た場合、私を感じたんですよ、一般市民の方が趣旨採択とはどういう意味なんだというのが、本当にわかるのかなというところも含めて、議運で1回念を押すか書き物にしなれば、ああいう混乱が起きるのかなと、委員会で、という感じがしたということと、やっぱり討論とかも今日あったんですけど、いわゆるパネルですね、あれをどの討論の場面でも出せるのかどうなのか、私も注意できるかどうかというのは書き物にないですし、一般の質問では出してるんですけど、最近そのパネルを事前に事務局のほうに、「こういうのを出します」というのが欠けていたりするんですよ。

実際のことであったことなんですけど、私が議長になってから、出されたパネルの方が、著作権を侵害されているというクレームも議会にきたことがあるんですよ。ということを考えて、そういったことも今まで何の気なしにというか、きちんとした決め事になってない部分でも、多少もう書かなければいけないことなのかなということを感じたということも申し上げているだけでございますので、よろしく願いいたします。

**○田村委員長** ありがとうございます。いま議長からもございましたが、確かにこれまでは議員各位の中での暗黙のルール、そういうことはしないほうがいいよねというようなものがあったと思うんですが、現にそういうものが今出てきているということでございます。

これについて明文化をしたらどうかということですね。

**○渡辺議長** いや、それも含めて。皆さんも感じられたんじゃないかな。うんうん、という方があったんで。そういうのがどっちかとりにくいなら、もう書くしかないのかな。

市民に文言の意味をわかってもらうためにも書いたほうがいいのかなというのも、私を感じたことを申し上げただけで、後はお任せしたい。

**○田村委員長** ありがとうございます。私も至極真つ当な御意見だと思いますし、やはりそういうことで、解釈の違いというのはどうしても出てきてしまったということでございます。

これも議会、委員会だけの混乱が市民に広がるというのはよくないと思います。  
委員の皆様、これについての御意見等ございませんでしょうか。

はい、岡田委員。

**○岡田委員** 基本的に選挙で選ばれた議員ですので、議員各位の良心と常識に基づいてやるという。要は何でもかんでもルール化すればいいという問題じゃないと思ってますんで。基本的には議員の裁量の中で、常識と良心に基づいてやっていただくと。ただ、それがどうしても相互に見てて目に余るということであれば、また改めてということになるのかもしれませんが、基本は議員を審判するのは市民の皆さんでありますので、負託を受けている以上は議員各位にお任せするというのが本筋じゃないかという気がしますけれども。

**○田村委員長** はい、ほかに。岡村委員。

**○岡村委員** 今岡田委員が言われたところなんですけれども、やはりそういったことも含めてここで議論していくということは、これから市民に開かれたものにしていくためにも重要なことだと思いますので、ここでまた議論していくということで私はいいいと思います。

**○田村委員長** 何か御意見はございませんか。

では、これは継続で、議運で話し合うということによろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

**○田村委員長** そうしたらそのようにさせていただきます。確かに、おっしゃるとおりでございます。議員の良識の範囲でやっていただくということが大前提ではありますけれども、やはりそういう行き違いというのはあるということでございますので、これについては引き続き議会運営委員会で御意見をいただきたいと思います。

それで議長よろしいですか。

〔「はい」と渡辺議長〕

**○田村委員長** それでは以上をもちまして議会運営委員会を閉会といたします。

**午前 11 時 45 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

議会運営委員長 田 村 謙 介